

リックケア通信 12月号

11/21 (木) 全体研修を開催しました！

今年は皆様へ日頃の感謝の気持ちを込めて、慰労会として軽食等ご用意させていただきました。

★全事業所を結びリモートでの開催とし、年間稼働時間・所長推薦者の表彰はもちろんのこと、今年はクイズも行われました。

遅い時間の中、当日ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。これからも皆様のお力添えの程、よろしくお願い致します。



12月号担当：大里（江戸川事業所）

☆事業所情報☆

住所：東京都江戸川区松島4-32-6

連絡先：03(5607)7246

在宅介護でこんなときどうする？

クイズ



2024年度 福祉介護事業本部全体研修



☆12月タイムカード・費用精算書の提出について

12月はタイムカード・費用精算書の提出期限が通常より早くなります！

○タイムカード・実施記録票：**12月26日（木）**までに提出

※27日以降に稼働のある方は、最終稼働日にご提出ください

○費用精算書：12月24日（火）で締め、**12月25日（水）**までに提出

※25日以降分は1月分の費用精算書にご記入下さい。1月分と一緒に精算いたします。

事業所が開いていない場合、事業所のポストへご投函ください。万が一、年内に間に合わなかった場合は、**1月2日（木）**までに必ずご提出をお願いいたします。

しめ切り
は
守る！

☆お餅の購入・調理・提供は禁止しております！

当社では、喉に詰まらせる等の原因になるために利用者様へのお餅（白玉なども同様）の購入・調理・提供を禁止しております。ご利用者様より依頼があってもお断りしていただくようお願い致します。

※お断りが難しい場合は事業所へご相談ください。



☆インフルエンザ予防接種～接種されていない方はお早めに～

インフルエンザ予防接種の費用助成（上限1,000円まで）は**12月31日（火）**までに接種された方が対象となります。1月1日以降に接種されましても費用補助の対象外となりますのでご注意ください。

※精算には領収書原本が必要となります。費用精算書と一緒にご提出ください。



住所、連絡先等の変更がありましたら、事業所までご連絡ください。

いつもお仕事をお引き受けいただきありがとうございます。今後とも宜しくお願い致します。

発行：日本リック株式会社 福祉介護事業本部

日本リックケアステーション

TEL：03-6272-8975 FAX：03-6272-8976



11月21日(木)全体研修 ご参加ありがとうございました。



研修会で行った「在宅介護でこんなときどうする？クイズ」をご紹介。当日参加できなかった皆様も、クイズを通して日常業務を見直してみましよう。

第1問:利用者から「あなた一番頼りになるから携帯電話の番号を教えてください」と言われたらどうする？

答え:電話番号は教えてはいけません。利用者宅へ連絡が必要な場合も事業所を通して連絡をします。

第2問:利用者から物をいただいたらどうする？

答え:利用者側から物をいただいたり貸し借りもしてはいけません。「お気持ちだけ頂きます」などと丁寧にお断りしてください。

第3問:入浴介助の予定だった利用者より「気分が乗らないので買い物に行ってほしい」と言われたらどうする？

答え:すぐに事業所へ連絡し指示を仰いでください。



第4問:利用者の代わりに金融機関ATMから現金の引き出しを頼まれたらどうする？

答え:利用者の預金や振込・金銭などに関わらないようお願いします。

第5問:利用者宅間を移動中、他の自転車と接触事故を起こした場合の初期対応は？

答え:軽微な事故でも必ず警察へ連絡してください。同時に事業所へ連絡、状況に応じて救急車の手配も行ってください。

第6問:歩行介助中に利用者を転倒させてしまった場合の初期対応は？

答え:利用者の状態を確認し、必要に応じて救急車を手配してください。初期対応が終わったら事業所へ連絡してください。

第7問:自分と同じ利用者のサービスに入っているヘルパーとスーパーマーケットで偶然会ったので、利用者の近況を共有した ○か×か？

第8問:利用者宅への入室用キーボックスの解錠ナンバーを忘れてしまったので事業所へ連絡。確認のため声を出して番号を復唱しながら解錠した ○か×か？

答え:第7問:× 第8問:× 個人情報保護と機密保持に努めるようお願いいたします。利用者の情報は自分の家族にも話してはいけません。

2024年11月道交法改正！

自転車の「ながらスマホ」の罰則強化&酒気帯び運転が罰則対象に！

酒気を帯びて自転車を運転すると3年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられることとなりました。また自転車の飲酒運転をする恐れがある方へ酒類や自転車を提供すること(酒気帯び運転のほう助)も罰則対象になります。

自転車事故は年々増え続けており、飲酒していた場合の方が死亡率が高いことが分かっています。ルールを守り、安全に自転車を利用しましょう。

出典:政府広報オンライン(<https://www.gov-online.go.jp/article/202410/entry-6604.html#top>)